

春の『留萌の街をきれいにする週間』 に参加しましょう！

5月24日から5月30日(ごみゼロの日)までは、春の『留萌の街をきれいにする週間』です。

清潔で住み良い生活環境づくりのため、町内会、事業所及び公共施設の清掃と周辺的环境美化にご協力ください。

町内清掃活動

市民参加による全市的な運動を展開します。
町内会及び環境美化推進員さんが中心になり、家のまわりや道路のごみ拾いなど、きれいな街づくりのための町内清掃にご協力ください。

※町内清掃で実施した草刈後の草についても、透明な袋に入れて他のごみと一緒に出してください。

事業所や公共施設の清掃活動

この期間中に事業所の周辺や管理している施設の清掃を行いましょう。

公共施設の管理者と利用者が一緒になって実践する事により、私たちの住む街が「きれいで清潔な街」になります。

公共施設はいつもきれいにして利用しましょう。



『きれいな街づくり』 を実践しましょう！

クリーンステーションの管理

市民の皆様が利用しているクリーンステーションの管理をお願いします。

- ・町内会の皆さんで毎年1回の塗装と草刈。
(草は透明な袋に入れて出してください。)
- ・定期的に錠前、扉の蝶番に油をさしてください。
- ・傾き、固定クイ等の点検。

※クリーンステーションが破損した場合は、環境保全課にご連絡ください。

廃品回収運動

留萌市では、ごみの減量とリサイクルを推進しています。

最近、廃品回収を行う町内会やグループが少なくなっているようですが、限りある資源を大切にすることを再認識し、ごみの減量とリサイクルをもう一度見直すためにも資源ごみの集団回収の取り組みをお願いします。

※クリーンステーションに出された資源物は回収しないようお願いします。

野外での焼却の禁止！

一般家庭や事業所で使用している簡易焼却炉でごみを焼却したり、ドラム缶などでごみを焼却することは法律で禁止されています。
たとえ紙くずであっても、ごみを燃やす行為そのものが処罰の対象となります。
ごみは必ず分別し、指定袋に入れて、クリーンステーションに排出してください。



不法投棄・ポイ捨ての禁止！



不法投棄は犯罪です！不法投棄には監視の目が光っています。
不法投棄は法律により厳重に処罰されます。

◎廃棄物の処理及び清掃に関する法律
(投棄禁止)

第16条 何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。

(罰則)

第25条 5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金。

愛煙家の皆さんは、携帯灰皿を使って喫煙マナーを守り美しい
環境づくりにご協力ください。

犬の飼育について

犬のフンは必ず持ち帰りましょう。

犬のおしっこは必要に応じてペットシートで吸着させましょう。

犬を飼育する方は、犬の生涯に一度の登録と一年に一度の狂犬病
予防注射が義務付けられていますので、まだお済みでない方は至急
お願いします。(室内犬も同様です。)

また、犬が死亡したとき、飼い主の住所が変わったとき、飼い主が
変わったときは、環境保全課に届出が必要になります。

